

産後ケア事業

■事業概要

出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、産後も安心して子育てができるよう、宿泊または通所のサービスを利用して母親の心身のケアや育児サポートを行う。令和3年度よりこども福祉課から地域保健課に事業移管。

■対象

- ・ 柏市内に住所を有する産後4か月未満の母と乳児
- ・ 家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦
- ・ 産後に心身の不調又は、育児不安等がある産婦

■内容

- ・ 母体の健康状態、生活面の助言や指導、母乳相談
- ・ 乳児の健康状態の観察ポイントの助言
- ・ 育児相談、沐浴・授乳等の育児指導、育児情報の提供

■令和2年度実績

115件

■令和3年度の予定

乳児家庭全戸訪問事業や産前産後サポート事業(アウトリーチ)との効果的な連携

特定不妊治療の助成拡充について

令和3年7月19日
保健所地域保健課

■ 事業概要

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に必要な費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るもの

■ 対象(①～③のすべてを満たしている方)

- ① 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された、法律上の夫婦又は事実婚の関係にある方
- ② 申請者のどちらか一方が柏市内に住所がある方
- ③ 指定されている医療機関で治療を受けた方

■ 助成対象となる治療

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る治療費助成事業(指定医療機関で治療)
男性不妊治療(特定不妊治療の過程で行った、精子を精巣又は精巣上体から採取する治療)

■ 令和2年度実績

481件(うち男性不妊:2件)

■ 拡充の内容

- ・合計所得730万未満 ⇒ 撤廃
- ・助成額:初回最大30万円, 2回目以降最大15万円 ⇒ 回数に関わらず最大30万円
- ・回数:生涯6回 ⇒ 1子の治療につき6回 ※40歳以上43歳未満は3回
- ・婚姻:法律婚のみ ⇒ 事実婚者も対象

■ 拡充の適用

治療終了日が令和3年1月1日以降の方

■ 令和3年度の予定

不妊治療への保険適用についての制度改正対応(令和4年度以降)に向けた準備

新生児聴覚検査費用の助成・早期治療 早期療養への支援強化について

■ 事業概要

生まれつきの難聴※を早期に発見して支援や治療を行えるよう、聴覚検査の費用の一部を助成するもの

※ 生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1～2人は、生まれつき難聴を持つと言われている

■ 対象

生後50日以内の赤ちゃんが受ける初回の検査

■ 助成内容

初回の検査1回のみ、最大3,000円

■ 適用日

令和3年4月1日以降に生まれた方

■ 令和3年度の予定

- ・市民への周知
- ・精密検査対象者の早期把握により、必要な児を早期療育につなげていく

多胎妊婦健康診査の助成について

■ 事業概要

多胎妊婦(同じ母親の胎内で同時期に2子以上の胎児が発育すること)の方は、身体への負担も大きく、より多くの健康診査が必要となる場合があるため、健康診査の費用の一部を助成するもの。令和3年4月1日より適用。

■ 対象

多胎妊娠の方

■ 助成内容

妊婦健康診査14回分を超えた検査費用を5回まで助成
1回当たり最大4,500円

■ 多胎妊婦数

令和2年度 30人

■ 令和3年度の予定

- ・制度の周知
- ・多胎妊婦・家庭の早期把握と支援